

近代日本語における「時」の獲得 ——新漢語「時間」と「期間」の成立をめぐって

松井利彦

目次

- 第 I 節. 幕末・明治初期の「時」について
- 第 II 節. 12時制から 24時制へ
- 第 III 節. 時長表示の単位語「時間」の成立
- 第 IV 節. 時長表示の名詞「時間」の成立
- 第 V 節. 時刻と類義の「時間」の成立
- 第 VI 節. 「時間」から「期間」へ

I. 幕末・明治初期の「時」について

幕末・明治初期に廉価なものが 2 つあったと言う。1 つは命であり、もう 1 つは「時」であつた。外国人から聞いたこととして、篠田鉱造氏は次の話を書きとどめている註 1)。以下の引用文では、句読点を松井が施すことがある。また、割り注は 1 行にし、合字は通常の表記に直した。ルビは省略することがある。

1. その廉い時間で私もよほど損をいたしました。あした十時においでなさい、と約束しましても、十時半、十一時になんて見えません。やつと十一時半に見えまして、約束が違うことは少しも気にかけません。私のような外国人は、朝から夜までチャンと時間を決めて仕事をしておりますから、今のようにまことに困りました。その代り十時の約束で、八時半頃に来る人もあります。その頃のお國の人はまるで時間の貴いことを知りませんで實にやさしいものでした。

時計による1日24時制に比べると、夜中（9つ・子）、日の出（6つ・卯）、昼（9つ・午）、日の暮れ（6つ・酉）などの、1日12時制の不定時法では、1区切りが長いうえに、季節によって1区切りの長さが違い、時を精確に自覚する習慣ができにくい。そこで、日本人は「時間」（正確に言えば「時刻」）にルーズであると外国人から苦情が出た。「定刻」が求められても、その観念が稀薄であった。（以下では、「時」の字は、「12時制」と書いた場合は「とき」、「24時制」と書いた場合は「じ」を表す。また、本稿では「時間」という語の成立について考察するのであるから、叙述文中にはできる限り「時間」の語の使用を避け、「時」を用いる。このような単独の「時」は「とき」である。）

アーネスト・サトウ（英國公使館書記）も、当時の日本人と時の関係について同じようなことを記している。

2. 当時は一般の人々は時計を持たなかつたし、また時間の厳守ということもなかつたのである。二時に招かれたとしても、一時に行くこともあり、三時になることもあり、もっとおそらく出かける場合もよくある（『一外交官の見た明治維新』第19章）^[注2]。

日本人の定刻志向は明治5年（1872年）9月の鉄道営業から始まると言われる。蒸気車が新橋のステーションを、仮に午の刻ちょうどに発車したとすれば、終点の横浜着は12時53分であり、新橋・横浜間の各駅で汽車は分の単位で発車する。品川ステーションは12時8分発、川崎ステーションは12時26分発のごとくである。その「時刻」に遅れて駅に着けば、「遅刻」であり、乗り遅れることになる（これは困ったことである）。列車は「定時」に発車することを目指している（これは重要なことである）。しかし、この分単位の時刻は、それまでの日本人の時の分割にはない。中国から入って来た干支による時の刻みは2時間ごとの分割であり、細分化しても、せいぜい半刻（時）の1時間、あるいは四半刻（時）の30分の刻みである。それが明治5年までの一般的な日本人の時感覚であった。

明治5年は日本人が1日24時制を身近に感じ始める重要な年であり、それ以後は次第に24時制の制度のなかで暮らすことになる。鉄道が開通し、営業が始まる20日ほど前に学制が公布され、子どもたちはこの制度のなかで24時制の秩序に組み込まれて、「時間」割のなかで生活をすることになる。一方、成人も労働・経済活動において24時制に拘束される。始業と終業の時刻に規則的であることが要求されるようになる。たとえば、明治9年（1876年）に工部省から出た「工作場規則」には、

3. 諸職工ハ必ス朝第八時ニ工作ヲ始メ第十二時ヨリ一時マテヲ午飯ノ間トシ、復ヒ第四時マ

テ工作ヲ為シ、四時十分ニ悉ク退散スヘシ。但シ遅刻スルコト四度ニ及ハ、其給料中ヨリ一日分ノ給錢ヲ引キ去ルヘシ

とある^[注3]。時刻の厳守が求められると、「遅刻」は単に「時刻が遅い」「時刻に遅れる」の意味から離れ、相対的に負の評価を担って、新たな意味の「遅刻」が成立することになる。

法令のなかにも、「時」はそれまでの日本になかった価値を担って入ってくる。明治になって最初に翻訳された国内法はフランス法典であったが、そこには、一定の時が経過すると、所有権などのある種の権利、あるいは義務が消失することが定められていた。そのことを理解するには“prescription”という法律用語の解釈が重要であった。“prescription”は、最初は「期満得免」「期満免除」「期満得権」「期満効」「経時効」などと訳され使用されていた。「期満」は、『万国公法』^[注4]に使用されている熟字であり、このような「期満」が利用されたと考えられる。ところが、この法律用語の意味を、ソルボンヌ大学から法令整備の助っ人として来日していたボアソナードは“effet du temps”と理解するのがよいと教えた。それを聞いた学生は、このフランス語に対して一对一に日本語を置き、「時ノ^{タメ}効」と直訳した。そして、これを漢字音で読んで「時効」という新漢語を作り出した。意味から言えば、「期満得免」「経時効」などのほうが理解しやすいのだが、ボアソナードの指導を受けた司法省の役人の先導で「時効」が次第に広く使用され、近代漢語の席を獲得した。そして、一般語としても用いられ、時による法組織・社会秩序を支える1語になった^[注5]。

「時効」が発生するには時の経過、通常は20年、30年といった年数の経過が必要である。そうなれば、ある時から、ある時までの、時の幅・時の長さを表す単語が必要になる。これは法律上の手続きをする場合でも同様である。手続きの可能な時、この場合は数日であるのが普通であるが、某日から某日までの幅を表す単語が求められる。その結果、「期間」という単語が造語されることになる。このように、「時」をめぐる新漢語が次々と造出された。

時による新秩序を基本的に支えたのは明治5年11月の太陽暦の採用に基づく法令の施行である。この法令によって、1日は24時、1年は365日（4年ごとに閏年を置く）と正式に定められた。そして、24時制の採用が宣言され、時刻の表示法も決定された^[注6]。

このようにして、「時間・時期・定時・定刻・遅刻・期間」などの新漢語が近代語彙のなかで、旧漢語や和語とともに時を分け合うことになる。しかも、事態は急速に進む。

では、24時制の実施に必要なこれらの新用語はどのように用意されたか。すべてが明治5年に造語されたのか。

明治初期・中期ではまだ時に関係する用語は現代のように組織的でなく、現代語とずれているところがある。このことは明治 19 年に刊行された『和英語林集成』（第 3 版）にも現れている。たとえば、“午後”に対する英語は “afternoon” とあり、用例に “-san ji”（午後 3 時）が挙がっていて、現代と同じ意味が記されている。「午前」「午後」の言い方は、明治 5 年に、24 時制実施が公布された時に定められたことであるから明治 19 年に刊行された辞書に記載されて当然である。ところが、Syn (synonym) の項に “HIRUSUGI” とある。「昼過ぎ」は「午後」の古い意味である。高杉晋作は文久 2 年（1862 年）に上海から帰国するとき次のように書いている。

4. 五日。雨。午後蒸気船來りて、本船を引く。支那人の水先船主に代りて号令を為し、逆潮に向ひて下る。（中略）漸く呉淞江に至れば、日旦に落つ^{〔註 7〕}。

この「午後」は正午過ぎのことである。現代語では、「昼過ぎ」と「午後」は僅かな時が重なるだけで、ほとんど重複しない。しかし、明治中期では「午後」と「昼過ぎ」はシノニムであった。まだ古い意味が生きていたのである。

「時間」にしても、当時は『和英語林集成』（第 3 版）によると、現代の意味とまったく同じであるとは言えない。“JIKAN”（時間）は次のように説明されている。“Interval or space of time: duration :time: hataraku —, space of time of labor”。ここでは、「時間」の意味の中心が文字通りの「時の幅・時の長さ」として説明されている。しかし、現代と同じように “time” の意味も表すとある。やがて「時間」は “time” の意味に傾斜し、「時間」という単語が「時刻」よりも頻繁に使用されるようになるのであるが、このことは、“interval or space of time” を意味する代替語の出現を予測させる。それが、先ほど挙げた「期間」である。ただし、この新漢語は『和英語林集成』の第 3 版に掲載されていない。まだ造語されていなかったからである。

これらの時にに関する概念は日本の近代化の中でのみ求められ、新漢語が造られて使用されたのではない。中国や韓国でも事情は同じであり、それ故に、日本漢語が中国語や韓国語に係わってゆき、漢字文化圏における「時」用語、上で挙げた「時効」、「期間」、「時間」（時の長さと時刻の意味）など、を形成する原動力になる。

日本語の近代化を、「時」を軸にして、そして、その一部を概観すれば、このように言える。では、24 時制の実施に必要な新用語の準備はいかになされたか。

そのことの究明にもっとも重要なことは、「時間」という単語の成立過程の解明である。そのためには、たとえば、「1 時」「2 時」といった時刻の表示が何時ごろから行われたか、そし

て、それが「1時」「2時」と表記されたのは何時ごろからか、といった基本的なことから確認しなければならない。なぜならば、「1時」「2時」は「1字」「2字」とも書かれることがあったからである^[注8]。もし、「1字」「2字」の表記が一般的であったならば、この表記と「時間」とは結びつきにくい。はたして、この「字」について、明治5年の24時制採用の布令文に次のように記されている。

5. 是迄時辰儀時刻ヲ何字ト唱來候処以後何時ト称候事（『太政官日誌』97号）。

この記事には誤りがある。「何字ト唱來候処」は「唱（え）」ではなく、「書き候処」（表記していたが）であるべきであり、「何時ト称候事」は「称（し）」ではなく、やはり「書（き）」（表記する）であるべきところである。音声で言えば、「じ」は「時」と理解されるから支障はないが、書いた場合は、「時」が「とき」と読まれる恐れがあり、それでは旧来の12時制の時刻と混同されるので、確実に「じ」と読まれる「字」が使用されることがあった。しかし、12時制が廃止になれば、「時」は「とき」と読まれる心配は無用になるので“hour”を表す単位語としては「時」の漢字を用いよ、としたのがこの布令である。それならば、「唱」と「称」を、「書」や「記」に改めれば、それで問題が解決するかと言えば、そうではない。読み替えたとしても問題は残る。それは、この布令の書き方では、いかにも明治5年以前に、もっぱら「字」が使用されていたかのように読み取られるからである。たしかに、幕末・明治初期には「字」が使われることがあり、したがって「字」と「時」が使い分けられることがある。たとえば、川路聖謨の日記（「東洋金鴻」）^[注9]は次のような（12時制による時刻に点線、24時制の時刻に実線を付した）。

6. 信濃守今二十八日四時御用召同人判元見届昨日相済候旨奉札来る（慶応3年12月28日）

7. 昨夕より雨にてさむかりしに晴て十二字には五十九度まで昇るこまりたること也（慶応3年12月29日）

8. 昨日芝辺出火之由にて二ヶ所に四ツ時十字位より烟みえ候処（慶応3年12月26日）

例文6の「四時」は、「御用召」から推して「よつどき」（24時制の午前10時）であり、12時制による表示であると考えられる。7の例文では24時制で時刻が記されている。気温を寒暖計で確認する行為は24時制の時刻を記すことと、文明の機器を利用することにおいて整合している。例文8では12時制による時刻表示に、24時制の時刻が添え書きされている。川路聖謨は外国奉行を務めたことのある人であるから24時制の時刻を記したのであうけれども、その時、「字」のみを使う。12時制には「十二」や「十」という刻みはないから「時」を使用しても混

同しないが、しかし、使い分けている。したがって、「今暁六時葬送」（12月29日）や、「正八時より大戦に成」（慶応4年1月10日）は「むつどき」「やつどき」であろう。このように、24時制に「字」を使用する人もいる。しかし、それは慶応年間から明治のごく初期にかけての短い間であったらしく、幕末・明治初期を通してみれば、「とき」と「じ」の表記に「時」のみが使われることのほうが多い。次に、先に挙げた長州藩の高杉晋作の「時」の使用を見る。

文久2年（1862年）に幕府派遣の千歳丸に乗り、上海に向かった長州藩士、高杉晋作は、藩にいるときは「好天氣。六ツ時前に起き、結髪入湯す。拝礼例の如し。五ツ時、御城まかり越し」（文久1年3月28日）、「この日、日食、四ツ時よりかかる」（同6月1日）と書いている^{〔注10〕}。この「時」は「とき」である。ところが、翌年の4月には「午前四時五十分、引舟二テ長崎湊内出船、六時高鋒脇ニテ引船離ス。十一時十分神楽島ニテ廻転後」のように書く。この場合の「時」は「じ」である。蒸気船の上だから欧米風の24時制を使用しているのである。また、上海に着くと、正午を「十二点鐘」と記すことがある^{〔注11〕}。上海を離れるときにも、「十二点鐘、海口に至り、水先帰る」、「八点鐘、風少しく衰ふ。二点鐘、風稍起る」のように「点鐘」を用いて記す（高杉晋作は中国語の影響を受けやすいようだ。“thermometer”も「寒暑計」である。）^{〔注12〕}。蒸気船の中、そして、開港場である上海には欧米の文明・制度に則る生活であったからである。12時制と24時制とは、幕末では環境によって選択される制度に、一部の人には、なっていた。あるいは共存する「時」体系になっていて、24時制の時刻表示に「字」ではなく、「時」の使用されることが多かった。そのことが「時間」という単語の成立に係わったと私は考える。

そこで、次章では改めて、12時制と24時制との関わり、そこでの漢字「時」の使用状況、「時刻」の表示と、「時の長さ」の表示との関係を述べ、新漢語「時間」の成立解明の出発点とする。以下で使う「時刻」とは時の流れの一瞬点を言い、1日内の0時から24時までの、ある点のことであり、現代語の意味と同じである。「時の長さ」とは、某時と某時の間隔、時の2点間の長さのことである。これを、熟さないが、「時長」と言うことがある。

II. 12時制から24時制へ

万延1年（1860年）にポーハタン号や咸臨丸でアメリカに行った侍が記した日記を見ても、高杉晋作の場合と同様に、時刻表示に、12時制（「十二支」「とき」の両表示がある）と、24

時制とが併用されている（以下では、従前どおり 12 時制による時刻に点線を、24 時制による時刻に実線を付す。また、時長には二重線を施す。）。

9. 巳後御奉行、大統領居宅二行キ、条約書ニ押印セラル。陪従ハ中扈従一人ナリ。午後帰館ス。未後阿蘭陀ミニストル寓居二行カレシガ、美酒・美菓等ヲ出ス。殊ニ美女ヲ集メ舞ヲナス。其饗應ノ盛ナル、言語ニ絶スト云フ。申後帰館セラル。（玉虫左太夫『航米日録』^[注13]、4月3日、ワシントンにて）。
10. 辰後御奉行等金銀工作場二行キ、午後帰館セラル。未後旅館内の蒸気器械ヲ見ル（同『航米日録』、4月25日、ワシントンにて。）
11. かゝる旅立にはつとめて勇壮の景色を示さずは家の子等はしをれかちなり。巳時過る頃立出るとて（中略）下司の人人皆打揃ひ夕八時頃小舟に乗りて炮台のあなたに出れば風つよく波高く成りて（中略）竹芝の浦波遠くこき出てゝ世に珍しき舟出なりけりなと言えるほどに品川沖にかゝれる米利堅の軍艦ポーハタンにつきて乗移れば（村垣範正『遣米使日記』^[注14]正月18日）。

玉虫左太夫は正使、新見豊前守や、自分の行動を 12 時制で細かに記録している。江戸を出発する前に、アメリカには「時鐘アリ。我国ト違ヒ、昼夜二十四時ニ分ツテ半時ゴトニ鐘ヲ擊ツ」と記し、出発直後に船上で迎えたワシントン元大統領の生誕祝賀日には「十二時半ニ当ルニ発砲シ其日ヲ祝スベキ処」と、24 時制で時刻を書くこともあるが、これは特例で（ただし、この場合も小字で 12 時制の時刻を注記することがある）、通常は「辰前解纜ス。（中略）巳後浦港ヲ過ギ、（中略）午牌已ニ四十里ニ至ル。（中略）申牌日本地方ヲ去ル八九十里」（1月22日）のように 12 時制で記録する。実に克明である。しかし、24 時制の時刻表示から見れば、およそその時しか記されていないと言わざるをえない。「後」（過ぎ）とは、次の時刻までを指し、そういうの幅がある。アメリカでの生活であるから、時の情報源は時計であったはずである（汽船上では時計、または時計に基づく鐘の数であった）。したがって、24 時制で記すほうが、変換の必要がなく簡単であり、しかも精確であるにもかかわらず 12 時制で日記を書いている。これが侍の身に染みついた文化であった。

しかし、すべての侍がそうであったわけではない。副使、村垣淡路守範正はポーハタン号に乗船する前で、感慨の歌を詠んでいる頃は、先に示したように「巳時」「夕八時」（「夕八時」の「八時」は時刻の経過から「やつどき」、すなわち午後 2 時のことと考えられる。）と書くが、いよいよアメリカ軍艦の乗客という自覚ができると、次のように時刻を書く。

12. 羽根田の岬なと一むらの雲のはしるかと思ふはかりに過て夕第六時以下渠の時を用ゆ則薄暮也横浜に碇を入たり（正月 18 日）
13. 朝第五時砲声一発あり太鼓に笛を添て囃し暫時に止。是より水夫等起出て（中略）第七時頃より掃除済たり。第八時になれば国旗を艤に引揚（中略）夕四時に国旗を下け（正月二十日）
14. かゝる礼にて断^{ツキ}ふは礼を失ふよしなれば領掌して、けふ午後二時八時前と約しけるまゝ（2月 18 日）
15. 午前十一時四時半にテーロル案内にて正興をのれ忠順各下司一人づゝ伴ひて上陸（中略）土二時に米のミニストル來りて（中略）夜に入、七時五時なりに来よと言（2月 21 日）
16. 今朝五時半^松曉過る頃、中米利堅イスパニヤ領なる巴納摩の港に至り（閏 3 月 5 日）
17. 彼は朝八時五半時午後三時八半時両度を常食とし、晚五時六半時に茶を用ゆ（閏 3 月 25 日）。2 月 19 日には「夕三時八時半」とある。）
- 村垣は日本を離れてからは、「渠の時を用（ゆ）」として欧米風に 24 時制を使う。ただし、12 時制の時刻を小字で書き添えることが多い。他の侍の場合も同じである。野々村忠実は次のように書く（12 時制に付すべき点線は省略する）。
18. ヒウルドルヒア」ヲ辞シ、ニウヨルク二行。十時 四二旅館ヲ辞シ、車二乗シ（中略）一時九半過「ソートアンボーエ」ニ着ス。（中略）二時 八過、「ニウヨルク」港工着岸（中略）三時 八半過頃、上陸シ（中略）四時 七過ニメツボリテント云旅館ニ着。（野々村忠実『航海日録』4 月 28 日註¹⁵）
19. 朝九時 五半 蒸氣車を發ス。（中略）十時 四過ニ亞人「パレコウステ・シウン」人名ノ大宅有リ。是昼食杯スル処ト見ヘテ、車ヲ停ル事、半時計、焼餅・牛肉・干葡萄・水杯飲食シテ休ヌ、（中略）一時 九半アスペンオール港ニ着ス。（中略）着スル時ハ一時 九半 ナリ。朝九時 五半ニ発シ、一時 九半ニ着ス。中ニ半時ノ休ミ有。凡我二十四リノ処ヲ我一時半ニ征ク、人馬ノ力ヲ用ヒス、蒸氣ノ力ヲ仮リ（同『航海日録』閏 3 月 6 日）
20. 九時 五半、我車發シ（中略）二時 八 ヒウルドルヒアヤ」ニ着ス。凡二時半ニ我五十里ヲ達ス（同『航海日録』4 月 21 日）

この日記は 24 時制で書かれているから、12 時制に比べて、それだけ時刻が精密に表されている。しかし、ここには現代の時生活に比べて不自然なところがあることに気付く。1 つは、時刻がほとんどの場合、ゼロ分ゼロ秒であり、それ以外は 12 時制の場合と同じく、「過」と書かれ

る程度である。精密さは「時」までである。これでは小字で添えられている 12 時制による時刻表示と大まかさにおいて、さほど変わらない。このことを侍は気にしない。

もう 1 つの判明する事柄は、24 時制の他に 12 時制が同時に使用されていることである。時刻には一重線、時長には二重線を付けてあるが、これらの例文には一重線と二重線とが併存する。例文 20 の「二時半」は、出発の 9 時と、到着の 2 時から計算して、所要時間は今風に言えば、5 時間であるから、「ふたときはん」であって、12 時制による時長の表記である。例文 19 は、朝 9 時に出発し、1 時に到着したのであるから所要時間は現代風に言えば、4 時間であるが、「半時」は 12 時制の「はんとき」で 1 時間、「一時半」は 12 時制の「ひとときはん」で 3 時間を表すと考えれば、「 $4 - 1 = 3$ 」で辻褄が合う。「一時半」の「時」を「じ」と読んだのでは計算が合わない。これらの例文では、24 時制と 12 時制とが、時刻と、時長を表すのに使い分けられている。その点では、これは合理的であり、1 つの工夫であった。しかし、時刻と時長の表示が異なる時の体系で表記されていて、そのことにおいては、統一がとれていない。そのため「時」を「じ」と読んだり、「とき」と読んだりせざるをえず、不便になっている。このことは、時長を表す 24 時制の単位語、「時間」がまだ成立していなかったか、または、アメリカに行った侍が「時間」の使用法を知らなかつたか、それとも「時間」を使い慣れていなかつたかの、いづかであることを示すのではないか。あるいは、「時間」以外の時長の表示法が 24 時制にあつたとしても、侍はそれを知らなかつたか、または使い慣れていなかつたか、であるかもしれない。野々村忠実の例文では、24 時制は時刻表示にしか使用されていない。それでは、24 時制の時長表示は何時頃、どのようにになされるようになるのか。

III. 時長表示の単位語「時間」の成立

24 時制の時長表示は、蘭学では遅くとも文政期に翻訳語として成立していたようである。ショメールの百科事典の蘭訳本を複数の蘭学者が担当して翻訳した『厚生新編』に時刻表示と時長表示が次のようになされている。『厚生新編』以後の用例も続けてあげると次のようである。

21. 海水波濤二十四時余 按に西洋地方は平分の小時を用ふ。即ち東方の昼夜十二時なり。以下之に倣ふべしの間に消長す。是を潮汐退満と謂ふ（大槻玄沢・宇田川玄真訳『厚生新編』36 卷。〔注¹⁶〕）

この箇所の成立は、第 24 卷に「辛巳」の年号（文政 4 年・1821 年）、37 卷に「丁亥」の年号（文政 10 年）が見えるから、文政期の中頃の翻訳と考えられる。なお、「二十四時余

按に西洋地方は平分の小時を用ふ。即チ東方の昼夜十二時なり。以下之に倣ふべしの間」は「二十四時余の間」云々と読み替えてよいであろう。)。

22. 「フリツシンゲン」の海は朔望の日、十二時 本邦九時に満潮なれば、「ロツテルダム・ドルドレクト・アムステルダム」等の海はそれより三時過て満潮なり。(『厚生新編』36卷)。
23. 嫣一^{ガタシ}港 地名の海は九時の間満ち、唯三時の間のみ干潮なり。瓦龍^{ガロ}^{ニ^ジ}河口は七時の間、盈潮にして、五時の間夕退潮あり。亞弗利加洲の設^セ爾^ル^{ガラ}河口にては四時の間、盈潮し、八時の間、退潮あり。其他概^{ヲホム}ね斯のごとし。支那の東京は月輪、赤道を過するの後、数日のみ唯、二十四時間に一回の干満あるのみなり。(『厚生新編』36卷)。
24. 品川よりは人家殊に稠密にして櫛比、江戸に達す。我等江戸の界に入りてよりは更に疾行して、猶二時間 一ツ時許を費し、五時半 七ツ時後の頃漸く長崎屋に着きたり、総て全く此都を経過するには、五時或は六時 二ツ時半余間を費すべしと云へり(『日本風俗備考』22卷。宇田川興斎訳。「五時或は六時 二ツ時半余間」は「五時間或は六時間」と「二ツ時半余」とに読み替えてよいであろう。)
25. 海中夥シク魚ヲ産ス。或ハ網シテ三時間二、大小魚六万尾ヲ漁スルコトアリ。(箕作省吾『坤輿図識』1卷附録5ウ。弘化2年・1845年)
26. 其進行シ得ベキノ度、幾何ヲ予定スヘシ。仮令ハ、細比支隊、早旦第六牌 我卯牌諸隊ヲ区分シテ起程ス。而二時半 我一時四分ナリ。以下皆此ニ倣ヘ行ヲ促シ、此間別ニ大抵半時ノ休憩ヲナシ、而六時ノ間、行ヲ促ストキハ、昼ノ第十二牌 我五牌(?)二ハ、縦隊ノ先頭、其地ヲ距ルコト、三里ナルベシ(高野長英『三兵答古知幾』6卷16ウ。安政3年・1856年)
27. 尋常行軍一日ニシテ、其間少ナクモ、夜中六時ノ休憩ヲ要ス。故ニ事情ノ止ムコトナキニ逢テ、其減損ヲ要スル時ハ、行軍中ノ小休憩ノ外、別ニ昼夜ノ間ニ、一連四時ノ睡眠休憩ヲ要トス。如此ニシテ進ムトキハ、其極十二里ノ遠程ヲ過クヘシ和蘭ノ九十里。但シ、此ニ至テ、一連六時ノ間、休息安眠スヘシ。以テ兵士ノ疲労ヲ復シ、戦場ニ臨テ勇闘スルノ便ヲ得セシムヘシ(『三兵答古知幾』6卷16才)
28. 右冷浸スルコト十二時ニシテ、煎スルコト一時絞リ濾メ、又其滓二同量ノ水ヲ加ヘテ、第二煎ヲナシテ強ク絞リ濾ス(中略)二煎汁ヲ合シテ、微温ニ乗シテ、石灰乳ヲ加ヘ姜黃染紙稍色ヲ変ズルヲ度トナシ、十二時間静定ス(洞海林健卿訳『ワートル薬性論』3卷39ウ・40才。安政3年・1856年刊)
29. 一小時 一昼夜二十四分ノ一。即チ我春秋分ノ時ノ半時ニ当ル。(『海上砲術全書』凡例4)

ウ。天保 14 年・1843 年凡例、安政 1 年・1854 年刊)

30. 此籃ヲ造ルニハ。二人ニテ一小時間ニ一個ヲ造ルベシ。（中略）此柵ヲ造ルニハ。四人ニテ一小時ゴトニ三方「エル」ヲ造ルベシ。（中略）二人ニテ一小時ノ間ニ。百五十枚ノ草床ヲ掘り取ルベシ。（『海上砲術全書』24 卷 16 ウ・17 オ・17 ウ）
31. 右の銃包を製するには、二十四人を一ト夥とし、左の如く其工作を分つときは、十二小時間に一万二千個を造るべし、即チ前七小時の間には、二十人は莢を捲き、（中略）後五小時の間には、十七人は爆冒を銃包に結著し（中略）若シ爆冒に黃銅線を結著せざる者は、七人を一夥とし、十小時の間に、一万二千個の冒に、銅線を結著することを得べし、（木村軍太郎訳『砲術訓蒙』207 オ・207 ウ。嘉永 7 年・1854 年凡例）
32. 山路僕ニ車行鈍ク、五時間ニ進行スル僅ニ四十八英里ニテ（久米邦武編『米欧回覧実記』明治 4 年 12 月 24 日〔注¹⁷〕）
33. 檢事ハ予審中何時ニテモ予審判事ニ請求シテ訴訟書類ヲ検閲スルコトヲ得。但二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ。（『治罪法』117 条。明治 13 年 7 月布告）
34. 召喚状ノ送達ト被告人出廷トノ間、少クトモ二十四時ノ猶予アル可シ。（『治罪法』118 条。）
35. 檢事ハ公訴ノ事ニ付キ予審ノ有様ト其ノ結末ノ如何ヲ知ルベキ権アル故、予審中何時ニテモ予審判事ニ訴訟ノ書類ヲ検閲センコトヲ請フコトヲ得ナリ。然レトモ之レラガタメ予審ヲシテ遅延セシムルコト能ハサルモノナレハ必ズ二十四時間ヲ過ギザル中ニ還スペキコトス（『大日本治罪法注釈大成』の第 117 条注釈文。明治 15 年 1 月刊）
36. 被告人ヲ呼出スニモ不意唐突ノ呼出ヲナサズ。之レニ少ナクトモ二十四時間ノ猶予ヲ与フルナリ。（『大日本治罪法注釈大成』の第 118 条の注釈文。）

例文 21 の、小字で記された「平分の小時」とは 24 時制による 1 区切り点のことである。時長が等分であるから「平分」と言い、また 12 時制の 1 区切りに比べて時の幅が短いので「小時」と言っている〔注¹⁸〕。蘭学では、時長表示に、12 時制の場合と同様に、時刻表示を用いる。ただし、例文 26 で高野長英は 24 時制の時刻表示に「牌」を用い、時長に「時」を使用して両者を区別しようとしている。このことは合理的精神の発露として高く評価してよい。しかし、この方法は広まらなかったようである。当時は、24 時制でも、時長表示は時刻表示でなされ、例文 22 の「三時過て満潮なり」や、例文 27 の「六時」「四時」、例文 28 の「十二時」「一時」のごとくであった。これらの「時」を、アメリカに行った侍が時長表示に 12 時制を使用したごと

く、12時制で読めないか、と言えば無理であろう。たとえば、例文22に「三時過て満潮なり」とあるが、地図上で計測すると、フリツシンゲン（Vlissingen）とロッテルダムの間は約70キロメートル、フリツシンゲンとアムステルダム間は約130キロメートルの距離であるから満潮時に「三時^{トキ}」の間隔があるとすれば、その差は6時間になり、長すぎる。したがって、「三時^{トキ}」（3時間）であると推定される。また、例文26では「二時半 我一時四分」とあるから「二時半」は「にじはん」であって、「ふたときはん」ではあり得ない。「我一時四分」は12時制による表示であって、これを24時制に改めると、「2時間と、2時間の4分の1の間」であるから、「二時半」（2時間半）と一致する。例文27の「夜中六時ノ休憩ヲ要ス」も、後に「一連六時ノ間、休息安眠スヘシ」と同じ時長を示していると考えられる。これらのことから、蘭学で24時制が用いられても、時刻と時長が同じ表記でなされたことが確認できる。

ただし、当時は時長が、時刻表示だけでなされるよりも、「時刻+の間」で表示されることのほうがはるかに多い。例文23は短文であるが、この中に、時刻表示だけで時長を記した例はなく、「時刻+の間」による時長表示が6例、見える。「時刻+の間」は他の例文にも多い。また、現代と同じ「二十四時間」も使われている。「時刻+間」は他に例文24に「二時間」「五時間」「六時間」、例文25に「三時間」、例文28に「十二時間」が見られる。時長表示を、時刻表示と別の表記にしようとする傾向があったのである。その結果、時長表示は、「時刻」→「時刻+の間」→「時刻+間」へと進み、文政年間から幕末にかけては3通りの表現がなされた。これは例文30のような「小時」の場合も同じである。だが、「時刻+の間」は過渡期の形式だったので、明治期に入ると、「時刻」と「時刻+間」の2通りになる。そして、例文33・例文34と、例文34・例文35との間に見られるように、伝統的な格調の高い文体には前者が使用され、平易な（わかりやすく書こうと意図した）文体には後者が使用されるという文体の位相差に対応する時長表示法として認識されることもあった。しかし、やがて、時長表示であることが明示される、「間」を用いた「時刻+間」に統一される。すなわち、文字のレベルでは、「数字+時」から「数字+時+の+間」を経て、「数字+時+間」の表示に固定した。

この「時+間」は、上の例文から明らかなように1日を24等分した時長、英語で言えば“hour”、分単位で言えば60分間を、表しているはずである。ところが、当時は次のような時長が「時間」で表されることがあった。

37. 此末ニ沸騰五十倍ヲ注キ八分時間、手ヲ駐メズ撓セ煮、少時撓動ヲ歇メ（『舎密開宗』15

38. 治法ハ灌腸法ヲ主トス（中略）藥液ノ久ク腸内ニ留滯センコトヲ要ス故ニ其液少許ヲ用ヒ、患者ヲシテ四分時間右側ニ臥サシムルヲ佳トス（『扶氏経験遺訓』7卷9ウ・9オ。安政4年・1857年刊）
39. 常歩行進ノ歩度ハ踵ヨリ踵迄其距離六十五「サンチメートル」ニシテ其歩度ハ一分時間ニ六十六歩ヲ定則トス（『仏蘭西歩軍操練書』19ウ。慶応2年9月刊）
40. 過ル二十三日午後二時頃雷鳴烈敷二時三十分ノ頃大雹降來麦菜種苗代桑其外菜園物損傷凡二十分時間程ニテ降雨ニ相成又雷電烈敷十分時間位ニシテ止ム（『太政官日誌』86号。明治6年刊）
41. 此「ゴム」板ヲ以テ櫛ヲ製スルニハ（中略）一双ノ櫛ヲ截ツノ時間ハ、一分時間ヲ費サス（『米欧回覧実記』明治5年9月13日）
42. 限りなき感情と極まりなき想念よ、佳人が一佇立の間（中略）紳士が一運歩のうちにあり、確かに是れ一分時間 一紳士は一時間の思ひをなせり一佳人は果して幾時間の思ひあるぞ（『新杜鵑』127ページ、明治22年6月刊）
43. 弁士はこれより本題に入り懸河の弁淀みなく三十分時間を論述せしが（『梅花薰』29ページ、明治20年11月序）
44. 地球、一秒時間ニ、本輪ヲ東ニ向テ、運転スルコト、殆ド三里半余ノ遠キニ至ルベシ（『坤輿図識補』一巻3ウ、弘化4年11月・1847年）
45. 覚えず慄然たる思ひをなし最早一秒時間も躊躇すべきにあらずと決心して（『春告鳥』95ページ・96ページ、明治20年刊）

例文37から例文45の「時間」は、1日の24等分の1の長さを表さない。単に「時の長さ」の意味を表す。分単位の時長は、例文37の「八分時間」を例にとると、「八分」→「八分+時」→「八分時+間」の過程を経て成立したと考えられる。また、秒単位ならば、たとえば、例文44の「一秒時間」の場合、「一秒」→「一秒+時」→「一秒時+間」である。ところが、「八分時間」や「一秒時間」という形ができあがると、意味上からも、形態的にも容易に「八分+時間」「一秒+時間」と受け取られ、「八分」「一秒」と「時間」が分離しやすくなつて、「時間」は「時の長さ」と理解されたと推定される。一方、「二時間」や「三時間」も、「数字+漢字」、あるいは「数+普通名詞」のように、異質な言語要素の結合体であることは気づかれやすい。そこで、「時間」が分離しやすかつた。そのために、単位語から分化した名詞が多義語として使われたのではないかと推定される。

IV. 時長表示の名詞「時間」の成立

名詞としての「時間」が表す時長は長短さまざまである。

46. 地球、太陽ノ周囲ヲ旋繞スルニ、常道アリ（中略）三百六十五日、五小時即我二時半四十九分ノ時間ヲ経過スルトキハ、其原所ニ廻帰ス。是即チ我ノ一年ナリ。（箕作省吾『坤輿図識補』1巻2ウ、弘化3年・1846年刊）
47. 新除ノ士官ハ仮令少クモ六ヶ月ノ時間生兵学の教導ヲ兼ヌヘシ（『仏蘭西歩軍操練書』12才。慶応2・1866年）
48. 夫婦中一方ノ者、自カラ婚姻ノ承諾ヲ為スコトヲ得可キ齡ニ至リシ時ヨリ一年ノ時間、其婚姻取消ノ訴ヲ為コトナキ時ハ亦其訴ヲ為ス可カラス（箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』「民法」183条。明治4年・1871年。増訂本（明治16年刊）では「自己ノ方ヨリ訴ヲ為スコトナク一年ヲ経過セシメタル時ハ」である。）
49. 生残リタル配偶者ハ右ノ外、動産ノ益用ヲ為シ又ハ三年ノ時間ニ死者ノ相続人ノ出テ来ル場合ニ於テハ其動産ノ返還ヲ確保スルニ充分ナル保証人ヲ立ツ可シ（『〔増訂〕仏蘭西法律書』「民法」771条。明治16年・1883年刊。初版本では「相続人、三年内ニ出テ来ルコトアル時ハ」である。）
50. 罪ヲ犯ス時十二歳ニ満サル者ハ其罪ヲ論セス。但満八歳以上ノ者ハ情状ニ因リ満十六歳ニ過キサル時間、之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得（『刑法』79条。明治13年・1880年布告）

例文46の「小時」は「時」と読み替えて差し支えない。「五小時即我二時半四十九分ノ時間」は「五時四十九分ノ時間」と、「即我二時半」とに分けることが許されるであろう。そうであれば、現在では「5時間49分」と言うところを、当時は「五時四十九分ノ時間」と言い、「五時四十九分」と「時間」を離して表現することがあったことになる。単位表示語から派生した「時間」をここに認めることができる。ただし、この「時間」は単なる「時の長さ」を意味する。例文47から例文50も同様である。ただし、例文47から例文50の「時間」は、1日より長い「時の長さ」を表していて、現代語の「期間」に当たる。このような「時間」が幕末、明治初期にはあった。

次に掲げる例文では「時間」に対する、長さを限定する数字が使用されていない。独立した「時間」である。

51. 筒ハ恰モ燃ヘ尽ス程ニナスベシ。但シ其長短ヲ定ムルハ。甚タ容易ナリトス。其故ハ燃ル時限ノ長短ハ筒ノ長短ニ隨フコト固ヨリ論ナシ。而シテ筒ノ太サ巳ニ定リ。燃ル時限モ亦

- 定マレバ。擲放表中載ル所各距離の飛弾ノ時間ヲ照シテ。尋常比例ノ法（中略）ヲ以テ要スル所ノ長サヲ算スルコトヲ得レバナリ。（『海上砲術全書』15巻2ウ・3オ）
52. 攻戦ノ間ニ在リテハ。敵陣ニ近キ所ニ堡ヲ築クコト多シ。故ニ其堡ノ大小広狭等ハコレヲ築ク時間ノ長短ニ関係ス（『海上砲術全書』24巻1ウ）
53. 若シ又敵ノ虚ニ乗シテ。船ヲ近ク漕寄スルコトヲ得ルトキハ。此時間ニ上陸ノ兵士。単簡ノ砲墩ヲ奪ヒ取ルコト至テ易シトス。又上陸ノ兵敗レテ退クトキハ。常ニ必ス舶ヨリ熗火ニテ帰路ヲ守ルベシ。（『海上砲術全書』28巻4ウ）
54. 初服後、二時ヲ経テ第二服ヲ与フルヲ良トス。而シテ効ナケレハ復タ之ヲ与ヘテ泄瀉減退スルニ至リ証ニ隨テ後服ヲ止メ、或ハ時間ヲ遠ケテ仍ホ之ヲ与ス。宜ク之ニ兼テ每二時漿粉ヲ灌腸薬トシ用ヒ（緒方洪庵『扶氏経験遺訓』25巻26ウ・27オ）
55. 和蘭ニ於テハ、火薬ノ製定法アリト雖、火薬局ノ工人各異ナルニ因リ、磨ノ建制ト、一回ニ混和スル所ノ量ト、研磨ノ時間トニ於テ、各局小異アルコトヲ免レス、（中略）三小時ノ間コレヲ磨スレハ、和剤適宜ニ硬堅トナルヲ得テ、粒トナスヘキニ至ル、（中略）次ニ火薬ニ光沢ヲ付スル為ニ、コレカ為ニ設ケタル鼓廟中ニ五十斤ノ量ヲ入レ、五時間コレヲ滾転ス、（中略）二昼夜間、適宜ノ温ニ中ツヘシ、（中略）其中ニ火薬二百斤ヲ入レ、十二時間滾転ス、（山中敬叟『砲術新篇』1巻10オから12オ。慶応2・1866年刊）
56. 徴兵使巡行ハ二月十五日ヨリ始メ第一章中第一条第二条ニ掲示シタル陸軍武官并ニ軍医等一行トナリ、府県ニ出張シ地方ノ諸官ト合議シ徵兵署ヲ設ケ常備ノ定員ヲ充タスコトヨリ後備軍ノ出入免役願出ノ者等總テ徵兵ニ関スル事務ヲ裁判ス。其出務ノ時間ハ大抵本省ニ准スト雖モ速ニ事務ヲ竣ルヲ要スルヲ以テ時刻ヲ変易スルハ時宜ニ由ルヘシ（『徵兵令』明治6年1月布令）
57. “^徒^{たゞ}に詩賦を好み弦歌を^{たゞ}^{たゞ}しみ時間を費し遊惰に過るの国にして（山本與助『世界婦女往来』12オ。明治6年4月・1873年刊）
58. 煙筒に煙管を收め「つひお話が長く成て思はぬ時間を費しました。主家へ帰る時刻の都合もあれば今晚は此まゝお別れと致しまして」（『當世娘性質』66ページ、明治19年刊）

例文56の「時間」は勤務開始から終了までの時長を表す。後の「時刻ヲ変易スルハ」の「時刻」の意味と同じではない。例文51から例文58までの「時間」は現代語の「時間」の意味とほぼ同じであり、ある動きや行為によって費やされる時の長さに違和感がない。ところが、当時の「時間」は次のようにも使用された。

59. 横浜に於て外国船祝砲をうつよと思ひて袖時儀を見るに砲発の間あるひは三秒あるは十五秒あるひは一秒又は三十秒等にして時間そろはず（『内外新報』15号、慶應4年・1868年刊）
60. 戦争ヲ發スルノ後、外國人民ヲシテ相当ノ時間ヲ得セシメ、其什物ヲ送リ戻シ、或ハ処置シ或ハ引払フコトヲ聽ルス由ヲ云ヘリ。（中略）其外國人ニ相当ノ時間ヲ与ヘ其私有物ヲ携テ帰国スルヲ得セシムベシ。勿論彼レ其相当ノ時間ヲ過クルモ猶ホ滯在スルトキハ國君之ヲ遇スルニ無兵器ノ敵ト云フヲ以テスベシ（蕃地事務局訳『堅土氏万国公法』424ページ。明治9年・1876年刊）
61. 同氏、耕作ノ事ニ付、官途ニ在シハ其時間モ甚ハナハタ永ク、且ツ一州ナラズシテ諸州ノ耕作 社中ノ頭統或は副頭統ニ歴任セリ。（『新聞雑誌』10号附録。明治4年・1871年）
62. 婚姻ノ時間ハ之ヲ終身ノ義務ト為サシムルヲ以テ通則トセサルヘカラサルナリ（何礼之訳『民法論綱』6卷20才、明治9年・1876年刊）
63. 其公告ハ初メノ公告ヨリ後ノ公告ニ至ル迄其時間、八日ヲ隔テ必ス日曜日ニ之ヲ為ス可シ（箕作麟祥訳『仏国民法詳論』234ページ。明治10年・1877年刊）

例文 59 の「時間」は秒単位の極めて短い時の幅、時の間隔について使われている。例文 60 は日単位の時長である。例文 61 から 63 までは年単位の時長である。多くは翻訳文での使用であるが、例文 60 以下の「時間」の意味は現代語の「期間」に相当する。

次の例は辞書に記載されている「時間」である。

64. During, continuing, (中略) ; whilst 時, 間, 時間; (ロプシャイト『英華字典』、1867年刊。)

この「時間」には用例がないので「時の長さ」は不明である。しかし、ロプシャイトは『英華字典』で、“Space”に対して “the space of a moment, 風時間”と記しているから、きわめて短い時も表したに違いない。

次は日本の英和辞書の「時間」である。

65. Period 期。時。節。一週。一運。時代。時限。收尾。全文。段落。行星一回転ノ時間。（『附音挿図英和字彙』明治6年・1873年刊）
66. Space 空。廣。空所。間隔。時間。隙隔。（『附音挿図英和字彙』）

これらの場合も、「時間」の表す時の長さは必ずしも明確とは言えない。上で見たような長短の時を意味する単語の類義語として「時間」が挙げられているようである。現代語の「時間」

と全間に扱ってよい理由はない。

『附音挿図英和字彙』に、時長の「時間」はこのように掲載されているが、“time”の訳語のなかに「時間」は見えない。時長の意味だけが訳語として使用されている。このことは当時の「時間」の意味を考える上で重要である。なお、“Space”の訳語に「時間」が見えるのは、外来語としての「スペース」は空間にしか使用されないが、英語では時空について間隔を意味するからである。『和英語林集成』（第3版）の“JIKAN”的項に“space of time”があることは既に見た。

単位表示から独立した、これらの「時間」は、時の長さが長短さまざまである。その点で現代語とそれがある。現在では「発車までまだ時間がある」「喫茶店で時間をつぶす」「長時間」「時間割」のように使う。「長時間」には「長」が付いていても、文脈は種々、想定できるにしても、「長時間、待たされた」といった場合は、2時間、あるいは3時間といったところである。現在では、「時間」という単語を、「多くは一日より短い場合について使う」（『岩波国語辞典』第5版、平成7年・1997年刊）。しかし、当時はこのような限定の傾向はまだ見られない。現在ならば、「3分の^{暫定}間、待て。」「食事をする時間が短すぎる。」「冬の期間は通行を禁止にする。」と言うように、「時（とき）」「時間」「期間」などで時長を言い分けるが、当時は「時間」の意味の分化がまだ進んでいない。未分化の状態で「時間」が、長短さまざまの長さの表示を引き受けていた。『和英語林集成』の第3版の「時間」も同様に理解する必要があるであろう。

なお、『附音挿図英和字彙』に見える“Period”“Space”的訳語、「時間」は、ロプシャイトの『英華字典』からの影響が考えられる。このことは沈国威氏が指摘しておられる^[註19]。しかし、それは直接的な影響であって、基本的には蘭学のなかで使用されていた「時間」の上に『英華字典』が覆い被さったと見てよいと思う。すなわち、ロプシャイトの「時間」を受け入れやすい状況が明治初期にできていたとの考え方である。ただし、ロプシャイトがどうして「時間」を使用したか、当時の中国語とロプシャイトの「時間」との関係はどうか、といったことについては判然としない。

V. 時刻と類義の「時間」の成立

「時間」という単語の意味は急速に変化した。というより、外来の概念への対応と、時に対

する従来の日本人の認識の仕方に挾まれて不安定であったと言ったほうがよいのかもしれない。時長表示の単位語から時長表示の名詞になり、さらに明治時代に入ると、「時間」は「時の1点」を意味するようになる。

67. 新規免許鑑札願出候者ハ時間ノ遅速ニ拘ラス税金ハ一ヶ年ノ本額可為納事（『太政官日誌』9号。明治6年刊）。
68. 仰に隨ひ御供仕り度其時間にお宅へむけ參上いたし候（松川半山編『女年中用文』10ウ・11才。明治11年2月刊）
69. 右の時間より參じ御めもじに御礼申上べくめでたくかしく（同『女年中用文』23才）
70. 明午前五時迄に梅田停車場へ御成向てらけ下され度私も成だけ時間をすゝみ參じ候間（同『女年中用文』27ウ・28才）。
71. 明日御約束の時間に停車場へ參じ御待あわせ申べく候（同『女年中用文』28才・28ウ）。
72. 能ク此業ヲ遂ゲンニハ先ツ舟車ノ発着釐毛ノ差リナキヲ要ス。然ルニ歐州内ノ如キハ先ツ定期ノ時間ニ発着スルヲ得ベシト雖ドモ（川島忠之助訳『八十日間世界一周』前篇40ページ。明治11年刊）
73. 足下宜ク高声ニテ劇場ノ名ト我々ノ彼処へ至ルヘキ時間ヲ更ニ僕ニ告ケ玉フベシ（川島忠之助訳『虚無党退治奇談』67ページ。明治15年刊）
74. 早晩に夜も更渡れば余り時間がが遅れては塾へ帰るの都合がと根が物堅き藤田等ゆゑ程よく酒席を切上で（作者未詳『浅尾よし江の履歴』、明治文学全集第2巻310ページ。明治15年発表）
75. 恵て通へば千里も一里。妾許急ぐ夜の道。汽車の時間に遅れじと（花笠文京編『〔絵入人情〕自由新話』2編又17ウ。明治16年刊。）
76. 每日午前午後の二回、不二からも同様二回づゝ時間を定めて軽気球を発し（山川霍吉『蜃氣樓』19ページ。明治19年刊）
77. 開場を今や遅しと待ち懸けたり。折しも根武子雄、夢想太郎は時間にや後れんと遽て入り來り（米巒笑史『夢想兵衛開明物語』中巻29ページ。明治20年刊）
78. 「吾輩も今日は宴会に招かれて居るからこれでお暇をしやう」「それでも時刻ですから一口」「イヤお取込の中ではあり、吾輩も約束の時間があるから」（松の家散士『深窓の月光』。明治21年刊）
79. 「時間を相違せば信用を害する」と君は常々云はれずや。（中略）實に然り。余は常に時

間を重んずると同時に世人が多く期約の時間を誤まるを嘆する者なり」（紅雪散史『新杜鵑』37 ページ。明治 22 年 6 月刊）

例文 67 は『太政官日誌』に掲載された狩猟免許についての法令文である。1 年間のうち、免許の取得願いの申請は 12 月までなら何時おこなってもよいけれども、税金は 1 年分を支払わねばならないと書いてあると読める。そうであれば、この「時間」は、時の幅を意味しない。1 年の幅のなかでの 1 時点であり、それは現代語の「時期」の意味に近い。このような意味の「時間」を含めて、「時間」は明治に入ると時の点を表す用例が多くなる。

時刻を意味する「時間」で、もっとも初期の例は私の調査では明治 11 年 2 月刊の『女年中日用文』における用例である。この手紙模範集には時刻の意味で 4 例の「時間」が使用されている。例文 68 は恵比須参詣に誘われた返書である。例文 69 は「^{あさうにち}嘉例の如く節致し候まゝ皆々様方相変らず午後三時より御いで下され候べく」という誘いの文に対する返事である。勧誘の手紙に「午後三時」という当時としては斬新な時刻表現がなされているのに対して、「時間」を用いて応じている。例文 70 は、「殊に嵯峨嵐山の花は山ざくらにて散やすく候故開過ぬうち一日お供いたし度候。則ち滝車にて参じ候はゞ便利宜敷と存じ候間」と知人を行楽に誘う手紙である。明治 10 年 2 月に神戸京都間の開業式があったばかりの汽車で京都へ花見に行こうと誘っている。大阪の新名所である「梅田停車場」（現在の大阪駅）や、「午前五時」という新表現に混じって、時刻と類義の「時間」が使用されている。この手紙模範文には「午後三時より御いで下され候べく」（20 ウ・21 オ）、や「午後一時頃には参じ候て」（38 ウ）など、24 時制の時刻表示が多く使われている。文明開化の生活秩序・社会秩序における言語行動である。

明治 11 年 6 月に刊行された例文 72 の『八十日間世界一周』（前篇）に重点を置けば、翻訳書であるために時刻の意味の「時間」が使用されたかのように見えるけれども、この頃には手紙例文集に時刻を意味する「時間」が使われているのであるから、時長の「時間」はもちろんのこと、時刻の意味の「時間」も、斬新な感じは伴ったであろうけれども、明治 11 年よりも前に、おそらく例文 67 の頃には一般に使われていたであろう。そうなると、時刻を意味する「時間」という漢語の成立事情の検討が必要になってくる。

森岡健二氏は、西周の翻訳語と、『附音挿図英和字彙』の第 2 版（明治 15 年刊）などの英和辞書の訳語との関係を『改訂近代語の成立 語彙編』^[註 20] で次のように言われた。「西周の訳語と一致する語が前期の辞書にはなくて、後期の辞書にあるもの」は「後期の辞典が西周の訳を取り入れたのではないかと思われるもの」であるとされる。その訳語のうちに“time”に対する「時

間」が入っている。“time”の訳語として西周は『奚般氏著心理学』（上巻は明治11年2月刊）で「時間」を使用しており、一方、『附音挿図英和字彙』には、“time”の訳語として、初版（明治6年刊）では「時間」が記されておらず（時長の意味で「時間」が使用されていることは前に示した。）、2版（明治15年刊）になると、「時刻」と類義の「時間」が記されているところから、森岡氏は、『奚般氏著心理学』から『附音挿図英和字彙』への影響を想定されたのである。しかし、先に見たように明治11年2月には通常語として、時刻の意味の「時間」が使用されているから、西周はそのような「時間」を専門語として利用したのではないかと考えられるのである。『哲学字彙』の“time”的訳語「時間」についても、一般語を採用したと考えて不都合なことはない。また、西周の用語の影響が『哲学字彙』にあったにしても、そのことと、時刻の意味の「時間」が一般語として存在したこととは抵触しない。『哲学字彙』には一般語が使用されているからである。“Attention”的訳語「注意」、“Dream”的「夢」、“Education”的訳語「教育」、“Language”的訳語「言語」、“man”的訳語「人」など少なくはない。

VI. 「時間」から「期間」へ

「時間」が時刻の意味を担うようになると、1日を超える時長に対して「時間」の使用されることが稀になった。その代わりに使用されたのが「期限」である。

近代化するにつれて、日本人にとって未知の基準による時の長さの概念が入ってきた。そして、時長の細分化が種々の制度において行われた。法律においても例外ではない。刑法は、明治の初期は、中国の刑罰の影響下にあって『新律綱領』（明治3年12月）、そして『改訂律例』（明治6年5月）が適用された。これらでは時はほとんど問題にされない。両者は明治5年を挟むので、後者において、「凡一日ト称スル者ハ、十二時ヲ以テスル律ヲ改メ、二十四時トナシ、一年ト称スル者ハ、三百六十日ヲ以テスル律ヲ改メ、三百六十五日ト為シ、閏年ハ、一日ヲ加算シ、半年ト称スル者ハ、六個月ヲ以テス」（91条）のように改訂される程度で終わり、刑罰が時長にかかわることはない。しかし、西洋の法令の影響を受けると、時は重要になる。たとえば刑期は次のように細かく算定される。

80. 刑期ヲ計算スルニ一日ト称スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト称スルハ三十日ヲ以テシ（中略）

受刑ノ初日ハ時間ヲ論セズ一日ニ算入シ放免ノ日ハ刑期ニ算入セズ。[注釈]此項ハ受刑ノ初日ハ仮令数時間ナルモ、仍ホ之ヲ一日トシ、其放免ノ日ハ刑期ニ算入セズシテ、満限ノ

日ノ翌日ニアルヲ云ナリ（刑法 49 条『刑法釈義』17 才・17 歳、明治 14 年 1 月刊）

刑期や、控訴が問題になる場合、時の幅・時の長さが取り上げられる。そのとき、使用されたのが中国製の旧漢語である「期限」であった。

「期限」は「前もってその事の終わりとして決められた、ある時の点」を意味する単語である。時の経過の最終、終わりを指し、時長の切りに意味の重点がある語である。したがって、その時の始まりは必ずしも明らかにされない。重要なのは時の経過の切りである。次のとくである。

81. 長門・因幡・土佐等有志の御大名に御直書御遣被レ遊、深御結合の上、期限を定め京師に御出馬、勤王の御趣意御奏聞の上（日本思想大系『幕末政治論集』181 ページ。文久 1・1861 年）
82. 今又改テ万端御委任ノ聖勅モ被レ為レ在、天下刮目ノ折柄、第一其根拠ナル攘夷期限策略等御決定ノ御布告モ不レ被レ為レ在候ハデ（日本思想大系『幕末政治論集』349 ページ。元治 1・1864 年）
83. 初手既に墨夷開レ之、和親相整、十八ヶ月之期限に及び、国書進達ノ時に迫り候に付き、先々月下旬別段墨船下田へ来（安政 4・1859 年の橋本左内への書状）^[注21]
84. 盟約内ニ於テ期限ヲ確定シ此期ヲ以テ諸地共ニ攻撃戦闘ヲ停ムヘシト約スルコト、屢々必要ノ款タリ（『西周全集』2 卷 72 ページ。慶応 4・1868 年）
85. 返済の期限と利息の割合とを定め、備忘のために之を紙に記して此書附を貸主に渡し置くも、其交情未だ徳義の領分を出でず。（福沢諭吉『文明論之概略』岩波文庫本 162 ページ）
86. 此間、舟行頗る迅速ナレバ、ジョン・バンスビーハ期限ニ後レズ上海ヘ着スルコト竊ニ喜ヒ（『八十日間世界一周 後篇』18 ページ。明治 13 年刊。固有名詞に付されたアンダーラインは省略した）。
87. 既に滋雄の休暇の期限も間近く迫りたる事ゆゑ姑く逢はで打過たる若鹿に對面して別れを告げんと思ふより（『浅尾よし江の履歴』319 ページ）。

以上の「期限」は時の経過の最後の時が焦点になる。たとえば、例文 87 では、休暇には長さがあるが、ここでは休暇の終了点が取り上げられている。「期限」はその終わりを問題視する。ところが、明治初期になると、「期限」は次のように使用されることがある。

88. 銃獵期限ハ十二月一日ヨリ三月中ヲ限リトス右時限ノ外ハ出獵ヲ禁ス。但銃獵期限ハ地方ノ模様ニヨリ其見込ヲ以テ此期限ヲ伸縮シ山間等人家ニ遠隔ノ地ハ其期限ヲ定メサルコト

モアルヘシ（『太政官日誌』第9号、明治6年・1873年）

89. 外人ノ我領内ニ入ル者、其居留期限ノ長短ハ問ハス（『海氏万国公法』177ページ。明治10年刊）
90. 刑ハ裁判確定シタル後ニ非ザレバ之ヲ執行スルコトヲ得ズ。〔推例〕例ヘハ輕罪ヲ犯シテ、某日某刑名ノ宣告ヲ受タル者アランニ、即日其刑ヲ執行スルヲ得ズ、其宣告ノ日ヨリ控訴ノ期限五日間（上告期限ハ三日）ヲ経過シ、即チ六日目ニ至テ之ヲ執行スルヲ云フ（『刑法釋義』第50条。明治14年刊）

例文88の「期限ハ十二月一日ヨリ三月中ヲ限り」は落ち着かない表現である。なぜならば、「期限」があれば「限り」は不要であるからである。それなら、どちらかを削除すればよいかと言えば、そうでもない。「十二月一日ヨリ三月中」という時の長さは、「期限」や「限り」と調和しにくいからである。「期限ハ」とあれば、通常は「三月末日」でなければならない。ここでは、「十二月一日ヨリ三月中」という長さを公示したいのであるから、本来の意味の「期限」は使用しにくい。現代語の「賞味期限」を例にとれば、この語の次に来る的是「何年何月何日」という時の1点である。「何時から何時まで」の後半、「何時まで」である。「賞味期限」には「何時から」は含まれない。「何時から何時まで」の前に置かれるとすれば、それは「賞味期間」である。例文88は、「期限」で始まりながら、その後に「期間」が記されているので落ち着かない表現になっているのである。例文89の「居留期限ノ長短」に違和感があるのも、「期限」は時の経過に従って延長することができるが、「長短」はないからである。「期限」は時の1点であり、時の幅、時の長さではない。この「期限」は今風に言えば、「期間」である。例文90の「宣告ノ日ヨリ控訴ノ期限五日間ヲ経過シ」は分かりにくい条文である。「控訴ノ期限」の後に「五日間」が経過するのではない。裁判の宣告が終わった後、五日間は控訴ができるから、その間は刑の執行ができないと言っている。したがって、「控訴ノ期限」は「五日目」である。しかし、「五日間」という時の長さが記されているので、「期限」の表す意味と調和しにくい。これは、「返済期限」の後に、たとえば「何年何月何日」と、1時点を指定するのはよいが、「6か月間」のような期間を示すのでは「期限」とねじれ現象が起こるのと同じである。この条文は、控訴することのできる間が「五日間」あって、5日目に期限が来てそれが過ぎなければ、刑の執行ができない、「六日目」には刑の執行ができると言うのである。したがって、本来の意味の「期限」はこれらの例文の文脈では使えない。これらの例文中の「期限」は時の流れの終わりを意味しないからである。それより手前の時長が取り上げられている。時

の長さを表すほうに意味の中心が移っていて、「期限」の意味の核心を失っている。とすれば、当時の单語のなかで、使用がふさわしかったのは「時間」であったはずである。しかし、「時間」は時長を狭めていて、24時間以内における時長、あるいは、いっそう間隔を狭めて「時刻」をも表すように傾斜していた。だからこそ「期限」が使用されたのだが、無理があった。もう1例、「期限」を挙げてみよう。

91. 対審裁判ニ因リ刑ノ言渡アリタル時ハ裁判長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前条ノ請求及ヒ其言渡ニ対シ控訴又ハ上告ヲ為スコトヲ得可キコト及ヒ其期限ヲ告知シ又欠席裁判ニ因リ刑ノ言渡アリタル時ハ其言渡ニ対シ故障ヲ為スコトヲ得可キコト及ヒ其期限ヲ言渡書ニ記載ス可シ（『治罪法』第316条）

この条文の「期限」は、控訴や上告ができるのが何日までであるかを表しているように読める。しかし、事実はそうではない。控訴や上告が受理される時の幅、時の長さ、すなわち「時間」を意味している。したがって、「期限」を使用したのでは誤解が生じる。告知すべきこと、あるいは言渡書に書くべき事柄は、上告できる時の幅、控訴が受理される時の長さである。このことは『治罪法』の第339条を読めば分かる。

92. 控訴ヲ為サントスル者ハ原裁判所ノ書記局ニ其申立書ヲ差出ス可シ。但其申立ノ期限ハ対審裁判ニ付テハ言渡ヨリ三日内又欠席裁判ニ付キ故障アラサル時ハ本人又ハ其住所ニ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日内トス

この条文は、上告や異議申し立ての可能な時の限度を言っているのではなく、申し立ての可能な時長を言っているのである。もし、通常の意味の「期限」を使って言ったとすれば、「申立ノ期限」は「言渡ヨリ三日目」、あるいは、「本人又ハ其住所ニ言渡書ノ送達」があってから「五日目」であるはずである。「三日」あるいは「五日」を経た日が最後の日であることを言っているはずである。ところが、ここで言っているのは、異議申し立てのできる日の限度のことよりも、異議申し立ての可能な日数、「三日間」「五日間」という時長を言おうとしている。そのために、本来の意味の「期限」と、条文の趣旨との間にずれができてしまった。「期限」を使用するかぎり正確、明解に条文の内容が示せない。そこで造語されたのが、「限」を外して、「間」を取り入れた、そのことでは「時間」に近い「期間」である。『刑事訴訟法』に次のような条文がある。

93. 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス（271条）

94. 本案ノ判決ニ対スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立アリタルトキハ勾留及ヒ放免ノ言渡ヲ除

ク外判決ノ執行ヲ停止ス (272 条)

95. 原裁判所ニ於テハ期間ヲ経過シタル上告ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得 (276 条)

『刑事訴訟法』は、同法の附則第 5 条に「此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其日ヨリ治罪法ヲ廢ス」とあるように、『治罪法』の改訂法である。この時にいたって「期限」は無理な使用から解放された。その間の経緯をもう一度、繰り返せば、時長を表す用語として、「期限」より前に使用されるべき語は「時の幅・時の長さ」を意味する「時間」であったはずである。ところが、「時間」は、明治に入って意味が「時刻」に急接近していたし、時長を表現する場合でも、それは 1 日の中、すなわち 24 時間内での時長の表現に傾きつつあった。のために、「時間」が使いにくかった。それで、「时限」が試用されたが、結局、「期間」が造出されることになった。時による秩序を構築するために行われた、ことばにおける試行錯誤であった。

本稿では、12 時制から 24 時制への移行に伴う用字と用語についてのいくつかの問題を取り上げた。特に、24 時制における時刻と時長との同一表示を避けるために、時長表現に「間」を付けて、時長表示を特立したことに端を発した時をめぐる表現について述べた。「時間」が単位語から、通常の名詞としての働きをするようになること、意味が未分化であった「時間」が「期間」と意味を分け合うようになることを述べ、一方で、時の 1 点を表すようになって、「時刻」と競合し、やがては「時期」にも意味の一部を分担させることになることを示唆するなど、24 時制という異文化を受け入れることによって誕生した「時間」をめぐる単語群の出現と、それらの関係について概観した。「時間」と、その周辺に存在する時を表す単語群と、その組織の形成とを眺望したかったからである。しかし、残した問題は多い。「時間」が多義になる理由や経過を詳しく説かなかった。また、1 日を 24 等分した時刻表示・時長表示が、分・秒の時刻表示・時長表示と不整合になることについても触れずじまいである。別の機会に述べたい。

追記

本稿は、2005年3月11日・12日に上海の同濟大学で開催された漢字文化圏近代語研究会における国際シンポジウム「西洋学問の受容及び漢字訳語形成と伝播」での発表を整理したものである。発表当日、荒川清秀氏から尾崎実氏对中国語の時についてのご論考があることを教わった。また、李漢燮氏にも貴重なご意見をいただいた。帰国後、尾崎氏の論文を入手するために沈国威氏と内田慶市氏にお世話になった。御礼を申し上げる。

最後に、長めの時間を与えてくださり、この発表の機会をつくってくださった開催関係者に対しても感謝したい。

【注】

1. 『明治百話』（角川選書、昭和44年8月、角川書店刊）57ページ。
- 2 岩波文庫による。
- 3 成沢光『現代日本の社会秩序』（1997・2000年、岩波書店刊）32ページ。
- 4 丁謙良・Martin 訳、同治3年（1864年）刊、慶応1年（1868年）加点本刊。
- 5 拙稿「明治初期の法令用語と造語法」（『広島女子大学文学部紀要 第19号』、昭和59年・1984年3月刊）。
- 6 『太政官日誌』95号。
- 7 「遊清五録」（『開国』「日本近代思想体系1」所収。225ページ）。なお、「游清五録」は漢字文であるが、読み下し文を引用する。以下でも同じ。
- 8 鈴木英夫「仮名垣魯文の語彙」（『講座日本語の語彙6 近代語の語彙』91ページ、昭和57年・1982年2月、明治書院刊）
- 9 『川路聖謨文書8』（日本史籍協会叢書、昭和60年復刻再刊、東京大学出版会刊）所収
- 10 『高杉晋作全集 下』。
- 11 「遊清五録」（『開国』、「日本近代思想体系1」所収。222ページ）。
- 12 「遊清五録」（『開国』、「日本近代思想体系1」所収。219ページ、232ページ、222ページ、225ページ）。
- 13 『西洋見聞集』（「日本思想大系」所収。1974年12月、岩波書店刊）。

- 14 『遣外使節日記纂輯 1』(日本史籍協会叢書 96、昭和 46 年 11 月覆刻、東京大学出版会刊)。
- 15 『万延元年遣米使節史料集成 第 3 卷』(昭和 35 年・1960 年 12 月、風間書房刊)。
- 16 昭和 53 年 7 月、恒和出版刊。静岡県立中央図書館蔵。
- 17 岩波文庫本による。
- 18 中国で現在、使用している「小時間」と似た発想の言い方である。なお、「小時」については、尾崎実「『時点』と『時段』—「～点鐘」の用法から—」(『関西大学中国文学会紀要 第 8 号』所収。昭和 55 年 12 月刊)。
- 19 『近代日中語彙交流史』(平成 6 年・1994 年 3 月、笠間書院刊)。
- 20 昭和 44 年・1969 年 9 月刊、改訂版は平成 3 年・1991 年 10 月、明治書院刊。147 ページ。
- 21 『橋本景岳全集 上巻』381 ページ。

[参考文献]

- 日本鉄道省『日本鉄道史』(大正 10 年・1921 年刊、昭和 47 年・1972 年 9 月復刻、清文堂出版刊)。
- 尾崎実「『時点』と『時段』—「～点鐘」の用法から—」(『関西大学中国文学会紀要 第 8 号』、昭和 55 年 12 月刊)。
- 鈴木淳『新技術の社会誌』(「日本の近代 15」。平成 3 年・1991 年 12 月、中央公論社刊)。
- 橋本毅彦・栗山茂久『遅刻の誕生』(平成 13 年・2001 年 8 月、三元社刊)。
- 岡田芳朗『明治改歴—「時」の文明開化—』(1994 年 6 月、大修館書店刊)。
- 原田勝正『鉄道と近代化』(1998 年 4 月、吉川弘文館刊)。